



東濃西部 消費生活相談のあれこれ



No.58

発行：東濃西部広域行政事務組合

高齢者宅に届く身に覚えのない荷物の対処法

「一人暮らしの高齢者宅に宅配で荷物が届いた。本人に確認すると身に覚えがないという。どうしたらいいか」という相談が、高齢者を見守る周りの人から寄せられます。このような場合、次のような状況が考えられます。①自分で注文していたことを忘れてしまっている。②電話で勧誘されて購入したことを忘れてしまっている。③事業者が一方的に送りつけている。それぞれの状況により、商品を返す場合の対処法が違います。①は通信販売にあたり、返品特約に従って行います。②は電話勧誘販売にあたり、クーリング・オフの適用が考えられます。③はネガティブオプションにあたり、事業者商品の引き取りを要請します。判断に迷う場合は、窓口にご相談ください。



ほんと一緒に
こんな相談ありました



毎月の利用料を20回支払うと、支払完了後に自分のものになるパソコンソフトをネットで購入。支払いをデビットカードでしていた。先日、残高不足のためデビットカードの引き落としができず、パソコンソフトの購入契約が解約になったとのメールがきていることに気が付いた。

デビットカードは、使ったその場で口座から代金が引き落とされる、口座残高が利用可能上限となる決済方法のカードです。クレジットカード会社がいったん立て替え払いをしてくれるクレジットカードとは仕組みが違います。デビットカードとクレジットカードには双方にメリットとデメリットがあります。仕組みの違いを理解して上手に利用しましょう。

7月の相談件数

新規・継続合計 (■=10件 ■=1件)

店舗購入	■■■■■■■■■■■	38件
訪問販売	■■■■■	6件
訪問購入	0件	0件
通信販売	■■■■■■■■■	27件
連鎖販売	0件	0件
電話勧誘	■■■■■	5件
送り付け商法	0件	0件
無店舗販売	0件	0件
不明・無関係	■■■■■■■	7件

消費生活に関する相談と思われる案件がありましたら、ぜひご案内ください。

時間 / 10:00 ~ 16:00

相談料 / 無料

相談 / 原則予約制

予約 / 相談を受けたい窓口

※原則、相談は生活地ですが、生活地以外の窓口を利用することもできます。

月～金曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22 - 1134

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課 / 68 - 9748

金曜日 土岐市役所 広報広聴係 / 54 - 1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業